

豚流行性下痢防疫推進上の留意事項

平成26年12月

(平成27年2月一部改正)

北海道農政部生産振興局
畜産振興課

はじめに

豚流行性下痢の防疫対策については、農林水産省において、「行政機関、農場、畜産関係者」が留意すべき防疫対策を整理し、専門家の議論を踏まえ、飼養衛生管理基準の遵守及びワクチンの適正使用を基本とした防疫マニュアルが策定されました。

これを受け、北海道では、基本的にマニュアルに準じた防疫を推進するとともに、道内における防疫を円滑に推進するため、留意事項を定めて対応することとし、本留意事項を策定しましたので、各地域、各農場、関係施設等での対策について実施願います。

なお、本留意事項については、本病の発生の状況や疫学調査の進展等があった場合には随時見直します。

目次

	ページ
○ 発生農場からの出荷時の留意事項	(1)
○ 非発生農場への復帰の考え方	(3)
○ 発生農場情報の共有	(5)
○ 特別防疫対策地域の指定	(8)
○ ワクチンの供給体制	(9)
○ 馴致の考え方	(10)
○ 疑症の取扱いについて	(11)
○ 様式	(12)
・ 別紙様式1「出荷計画書」	
○ 参考資料	(13)
・ 豚流行性下痢（PED）ワクチンの円滑な供給の協力体制の見直しについて（平成26年11月13日畜産第1734号）	
・ 豚流行性下痢（PED）による損耗防止のための馴致に関する条件等について（平成26年10月24日付け26消安第3379号）	

発生農場からの出荷時の留意事項

- 防疫マニュアル4-(4)「発生農場からの出荷時の留意事項」に記載されている事項の他、次の事項に留意すること。

1 発生農場に対する指導事項

- 非発生農場に復帰するまでの期間は、PEDウイルスを排せつしていることが想定されることから、農場間のまん延を防止するため、出荷時及び出荷（移動）先でのまん延防止対策が確保されるまでの間、家畜の出荷及び移動を自粛するよう指導する。
- 各農場のと畜場初回出荷時には、受入と畜場の交差汚染防止体制を遵守するよう指導を徹底する。

（発生農場からの出荷時の留意事項の補足）

- と畜場出荷の場合に実施する出荷予定豚の健康観察は、「出荷計画書の提出」を受けてから「出荷当日の朝」までの間に実施すること。
- 出荷計画書の様式は、別紙様式1（11ページ参照）のとおりとする（なお、必要事項が記載されていれば、準じる様式でも構わない）。
- 出荷先が他都府県の場合、出荷計画書の提出を受けた家畜保健衛生所は、その写しを畜産振興課へ提出する。
- 畜産振興課は、当該出荷計画書の写しを出荷先が所在する都府県の畜産主務課へ提出する。

2 受入と畜場への指導事項

- 発生農場からの出荷を受け入れると畜場においては、次の①～⑥の交差汚染防止体制を講じるよう指導する。
 - ① 各と畜場の初回受入時には、食肉衛生検査所の協力のもと、家畜防疫員による交差汚染防止体制の確認を行う。
 - ② 発生農場からの受入時間を最後にする。
 - ③ 可能な限り翌日に豚の搬入がない日に受け入れる。
 - ④ 車両の洗浄、消毒体制を整備する。
 - ⑤ 交差汚染をしないよう、搬入経路を検討する。
 - ⑥ 敷料は、消石灰と混合するなどの消毒を行ってから他の農場のものと区別して管理する。

(発生農場からの死亡豚並びに排せつ物の搬出について)

- 発生農場からの死亡豚並びに排せつ物の搬出にあたっては、家畜保健衛生所が発生農場及び関係業者等を指導し、「車両等の消毒体制」や「搬送ルートの検討」などの、農場間まん延防止措置が適切に講じられているかを確認すること。
- 特に、死亡豚の化製処理のための搬送にあたっては、発生農場が搬送業者等へ本病の発生農場である旨伝えるとともに、本病の感染により死亡したおそれの高い豚については、ビニール袋等に梱包後、消毒薬を散布するなど、具体的な措置について指導すること。

非発生農場への復帰の考え方

- 防疫マニュアル4 – (5)「非発生農場への復帰の考え方」に記載されている事項の他、次の事項に留意する。

1 症状がみられなくなったことの確認

- 発生農場に対して、毎日の健康観察を徹底するよう指導するとともに、家畜伝染病予防法第52条の規定に基づき、週に一度、「発症頭数・死亡頭数」を家畜保健衛生所に報告するよう指導する。
- 家畜防疫員は、発生農場の所有者又は管理者に対して、健康観察の方法を指導する。
- 家畜保健衛生所は、農場内全体で症状が見られなくなった旨、発生農場から連絡を受けた場合は、概ね1週間以内に家畜防疫員による臨床検査を実施し、症状の有無を確認する。
- なお、家畜防疫員による確認にあたっては、その結果に客観性を持たせるよう留意する。
- 8週間（56日間）の起点は、発生農場による健康観察により症状が見られなくなった日とする。

（報告徴求について）

- 報告を求めるにあたり、次の事項を記載した報告請求書を交付すること。
 - 1 実施の目的
豚流行性下痢のまん延防止のため
 - 2 報告すべき事項
各農場における豚流行性下痢による発症頭数、死亡頭数
 - 3 報告書の提出期限
 - (1) 毎週月曜日から日曜日までの間のそれぞれの農場における2に規定する事項をとりまとめ翌週の火曜日までに所轄の家畜保健衛生所に報告すること。
 - (2) 最初の報告期限を○月○日とする。
 - 4 その他必要な事項
非発生農場に復帰した日をもって、本報告を終了することとする。

2 早期復帰を希望する農場への対応

- 防疫マニュアル4-(5)「非発生農場復帰への考え方」に記載されている要領に加えて、次の事項に留意する。
- 検査要領の留意事項
 - ・ 採材は、個体からの採材を基本とするが、非発生農場復帰に係る検査については、個体ではなく、農場内飼養豚におけるウイルスの保有状況を確認することを目的としていることから効率的な検査の実施に資するため、落下糞便による検査を可能とする。
 - ・ 落下糞便を供する場合には、新鮮なものに限り、適切な検体が確保できないと家畜防疫員が判断した場合は、個体からの採材を行うこととする。
 - ・ 検体は、最大10検体までプール可能とする。

(検査頭数の考え方(例))

- 200頭ずつ5棟で1,000頭飼養している農場の場合。
 - ・ 検査対象は5群
 - ・ 各群の検査頭数は51頭
 - ・ 農場全体の検査頭数は255頭

- 早期復帰に係る検査を受検し、PCR検査の結果が陽性となった場合の対応は次のとおりとする。
 - ・ PCR検査陽性となった場合は、引き続き症状が認められなくなってから、8週間を経過するまで発生農場としての防疫措置を継続する。

発生農場情報の共有について

- 発生農場情報の共有については、防疫マニュアル5－(1)「発生農場情報の提供の基本方針」において、個人情報保護関連法令上の問題は生じないとされているが、北海道としては、他の家畜伝染病等発生時における情報共有体制を踏まえ、次の方針により対応する。

なお、提供された情報の取扱いについては、防疫マニュアル5－(4)「提供された情報の取扱い」に準じることとし、提供先への指導を徹底する。

1 報道機関等への情報提供

- 防疫マニュアル5－(2)「都道府県による情報提供」に準じ、「発生市町村名」、「発生の経過」、「発生農場の飼養頭数」、「発症・死亡頭数」、「非発生農場への復帰」の5項目について、発生（確定）の都度、北海道のホームページで公表する。

2 畜産関係者への情報提供

- 畜産振興課及び家畜保健衛生所は、円滑な情報提供や混乱の未然防止の観点から、発生時における情報提供に関して、あらかじめ在札及び地域生産者団体等を通じ豚飼養農場に周知する。

(1) 家畜保健衛生所（発生農場）による情報提供

- 情報提供の必要性について発生農場に説明し、理解を得るとともに、提供への同意が得られた場合は、次のとおり情報を共有する。

<情報提供内容>

- ① 発生農場名
- ② 市町村名
- ③ 非発生農場への復帰
- 提供への同意が得られなかった場合は、報道機関等への情報提供に係る5項目について情報を共有する。

<情報提供先>

- ① 発生農場が所在する（総合）振興局管内に所在する養豚農場。
 - ② 発生農場が所在する（総合）振興局管内に所在する市町村の畜産担当の責任者。
 - ③ その他家畜保健衛生所が必要と認める者。
 - ④ 発生農場が出荷等を行うと畜場、化製場、死亡獣畜取扱場、家畜市場、共同糞尿処理場及び養豚農場。
 - ⑤ 発生農場に出入りする獣医師、飼料運送業者（飼料メーカーを含む）、死亡獣畜収集運送業者、動物用医薬品販売業者、機材メーカー、家畜人工授精師、家畜商（家畜運送集荷業者）、農場指導員、養豚農場及び種豚業者。
- なお、情報提供先①・②に示す養豚農場・関係機関等については、家畜保健衛生所から提供することとし、③・④・⑤に示す関係者等については、発生農場からの提供を基本とし、必要に応じて家畜保健衛生所から提供する。

（情報提供先に係る補足）

- 「① 発生農場が所在する（総合）振興局管内に所在する養豚農場」については、原則、業として養豚を行っている農場に限定するが、家保所長が必要と判断した場合は、「ふれあい施設」や「動物園」等を提供先に含めても差し支えない。
- なお、「ふれあい施設」等に情報提供する場合においても、情報の取扱について留意するよう指導を徹底すること。
- ④・⑤に係る提供先は、発生農場から聴取することとし、他都府県に係る提供先が判明した場合は、家畜保健衛生所はその旨、畜産振興課に情報提供する。

（２）畜産振興課による情報提供

- 保健福祉部食品衛生課に情報提供するとともに、**情報提供について発生農場の同意が得られた場合は、次のとおり情報を共有**する。
- 情報提供内容
- ① 発生農場名
 - ② 市町村名
 - ③ 非発生農場への復帰
- 提供への同意が得られなかった場合は、報道機関等への情報提供に係る５項目について情報を共有する。

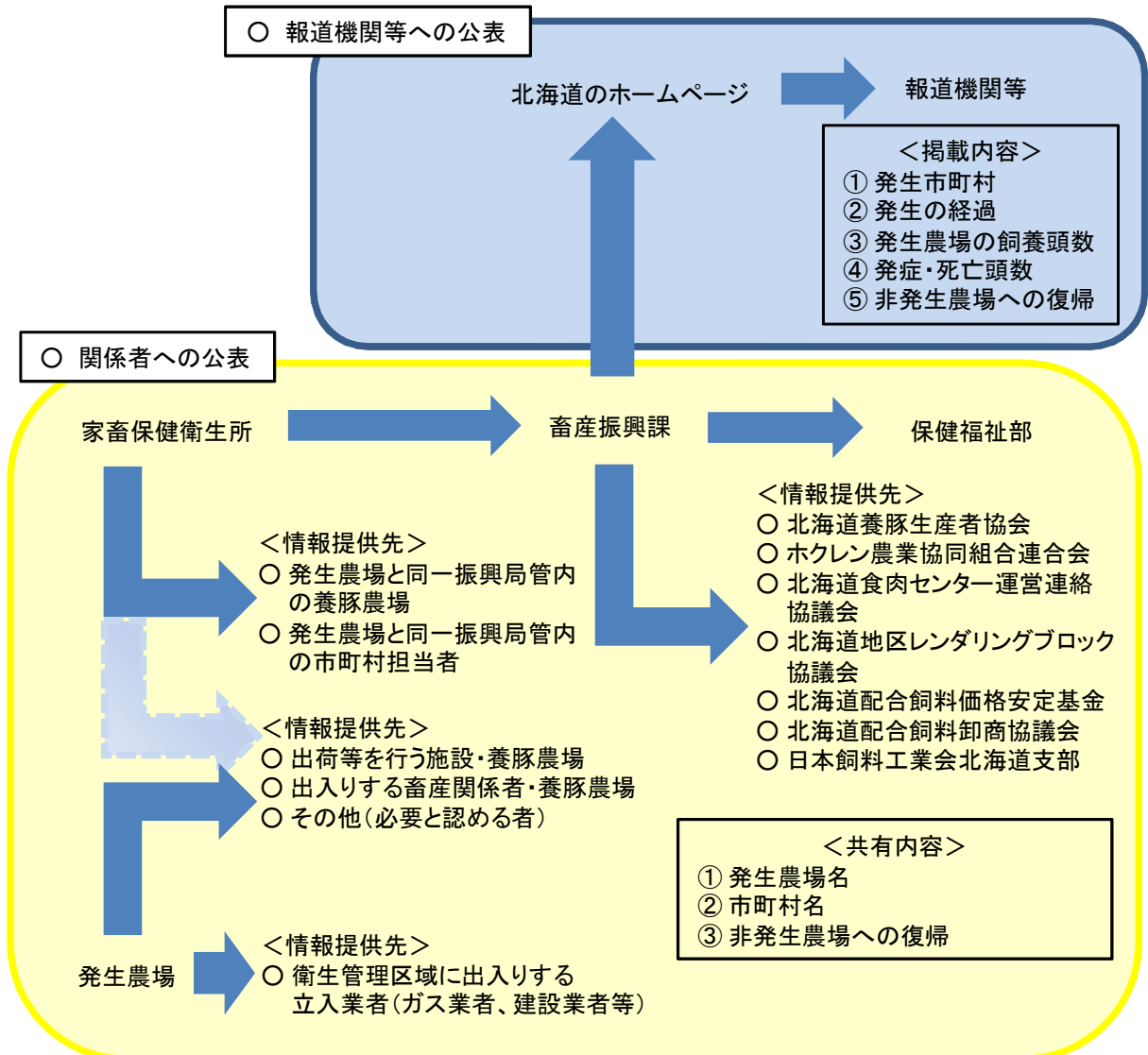
○ 情報提供先

- ① 北海道養豚生産者協会
- ② ホクレン農業協同組合連合会
- ③ 北海道食肉センター運営連絡協議会
- ④ 北海道地区レンダリングブロック協議会
- ⑤ 北海道配合飼料価格安定基金
- ⑥ 北海道配合飼料卸商協議会
- ⑦ 日本飼料工業会北海道支部

(情報提供先に係る補足)

- 家畜保健衛生所から、他都府県に係る提供先が判明した旨連絡を受けた場合は、該当都府県の畜産主務課に情報提供する。

(参考 情報共有の流れ)



特別防疫対策地域の指定について

1 地域指定の考え方

- 特別防疫対策地域の指定については、防疫マニュアル6－(2)「地域の指定」の考え方に準じて指定するが、発生状況等を踏まえて、地域関係機関団体と連携のもとで対応する。

2 特別防疫対策地域の範囲

- 特別防疫対策地域の範囲については、事前に当該地域の自衛防疫組合及び生産者団体等と協議した上で決定し、農林水産省と協議する。

3 地域指定の解除

- 原則、道内の発生農場が全て非発生農場に復帰した時点で、地域指定の解除を農林水産省と協議する。

ワクチンの供給体制について

- ワクチンについては、防疫マニュアル7－（2）「家畜の所有者・畜産関係者による対策」に記載されている留意事項について、引き続き指導を行い、ワクチンの特徴を周知するとともに、接種率の向上に努める。

- ワクチンの円滑な供給体制の確立については、「豚流行性下痢（PED）対策にかかるワクチン安定供給体制について（平成26年4月14日付け畜産第133号）」並びに「豚流行性下痢（PED）ワクチンの円滑な供給に係る協力依頼について（平成26年5月8日付け畜産第467号）」により進めてきたが、本ワクチンに係る需給バランスが均衡し、安定供給体制が確立されたことを踏まえ、これらの通知を廃止し、今後は、「豚流行性下痢（PED）ワクチンの円滑な供給の協力体制の見直しについて（平成26年11月13日畜産第1734号）」により推進する。

（新たなワクチン円滑供給の流れ）

- 1 養豚農家への周知
 - 家畜保健衛生所は、防疫マニュアル7に記載されている事項について、引き続き指導を行うことにより、接種率の向上に努める。
- 2 需要見込量の取りまとめ
 - 畜産振興課は、養豚農家の需要見込量を取りまとめ、農林水産省並びに販売事業者に情報提供する。
- 3 販売実績の取りまとめ
 - 販売事業者は、需要見込量の範囲で販売し、販売実績を畜産振興課に報告する。
 - 畜産振興課は、この取りまとめを農林水産省に報告する。

馴致の考え方

- 防疫マニュアル8「馴致」においては、「発病豚の糞便等を妊娠母豚に投与して免疫を付与する馴致については、確立された手法はなく、安定的な効果を得ることが困難であるため、原則的には推奨されるものではなく、個々の農場による独自の判断で実施することは適切ではないことから、都道府県は、家畜の所有者に対し、実施に当たっての留意事項及び実施のリスクについて周知及び指導の徹底を行う。」とされ、別途通知された「豚流行性下痢（PED）による損耗防止のための馴致に関する条件等について（平成26年10月24日付け26消安第3379号）」により、その指導方針が示されたところ。
- これを受け、北海道としては次のとおり指導することとする。
- 本病のまん延を防止するため、免疫付与の手法として海外で紹介されている糞便馴致は、ウイルス量が急激に増大し、本病のまん延や常在化等のリスクをもたらすため、絶対に避ける旨引き続き指導する。

※ 「豚流行性下痢（PED）による損耗防止のための馴致に関する条件等について（平成26年10月24日付け26消安第3379号）」において、「本法に関し、別途、都道府県の方針がある場合はこの限りではない」とされているところ。

疑症の取扱いについて

- 豚流行性下痢（PED）の診断は、遺伝子検査が陽性となった場合に「疑い事例」となり、病理組織学的検査が陽性となった場合に「確定診断」となる。
- 本病の特徴として、哺乳豚においては高率に死亡を認める一方、繁殖豚や肥育豚は、一過性の下痢を呈した後に回復し、死亡する事例は少ない。
- このことから、繁殖豚や肥育豚のみに本病を疑う症状を認めた場合は、「疑い事例」となるものの、「確定診断」のための病理組織学的検査に必要な「豚の生体（死体）」が確保できないため、「確定診断」に至らない事例（以下、「疑症」とする。）が発生する。
- これを受け、「疑症」が発生した場合の対応を次のとおりとする。

1 「疑症」発生農場への指導について

- まん延防止対策については、発生農場に準じて「防疫マニュアル」並びに「留意事項」に基づく防疫措置を実施する。
- 対策中に、本病を疑う症状が拡大する場合は、「確定診断」に向けた検査を受検するよう農場を指導する。

2 「疑症」発生農場の情報共有について

- 報道機関等への情報提供
 - ・ 確定診断に至らないことから、報道発表（ホームページへの掲載）は行わない。
- 畜産関係者への情報提供
 - ・ 発生農場に準じた防疫措置を実施することから、「疑症」を最終診断として、発生に準じた畜産関係者への情報の共有を行う。

出荷計画書

年 月 日

北海道〇〇家畜保健衛生所長 様

出荷者 住所

氏名

豚の出荷計画について

このことについて、次のとおり豚をと畜場へ出荷することとしておりますので、健康状態の確認等をお願いします。

記

出荷者(出荷農場)名		
出荷予定年月日		年 月 日
出荷先と畜場 ※1	所在市町村	市・町・村
	と畜場名	
運搬者(運搬業者)名 ※2		(運搬車両のナンバー:)
出荷予定豚	頭数	頭
	飼養豚舎名	(記入例:1号豚舎、肥育豚舎(東)、など)
現在の 出荷予定豚の 健康状態	確認年月日	年 月 日
	健康状態 ※3	症状 無 ・ 有 ()
備考		

※1 出荷先が複数となる場合は、出荷先毎に出荷計画書を作成し、提出願います。

※2 運搬時に他の養豚場の近くを通らないよう、出荷ルートを事前に検討願います。
また、事前に運搬車両のナンバーがわかる場合には、記載願います。

※3 健康状態については、症状の有無に○をつけ、有の場合は具体的に記入(何頭に、どんな症状がでているか)願います。

各家畜保健衛生所長 様

農政部生産振興局
畜産振興課家畜衛生担当課長

豚流行性下痢（PED）ワクチンの円滑な供給の協力体制の見直しについて

豚流行性下痢（PED）ワクチンについては、「豚流行性下痢（PED）対策にかかるワクチン安定供給体制について（平成26年4月14日付け畜産第133号）」並びに「豚流行性下痢（PED）ワクチンの円滑な供給に係る協力依頼について（平成26年5月8日付け畜産第467号）」により、円滑な供給に努めているところです。

ワクチン供給については、本年度の第3四半期までに約290万回分の出荷予定であり、第4四半期も安定的な供給が見込まれていることを踏まえ、別添のとおり、農林水産省消費・安全局動物衛生課並びに畜水産安全管理課から「豚流行性下痢（PED）ワクチンの円滑な供給の協力体制の見直しについて」の通知がありました。

これを受け、道内における協力体制を見直し、次の1から3までの協力体制としますので、ご承知おき願います。

なお、本通知の施行に伴い、畜産第133号並びに畜産第467号は廃止することとしますので、併せて通知します。

記

1 養豚農家への周知

家畜保健衛生所並びに養豚生産者協会は、豚流行性下痢（PED）防疫マニュアル7「ワクチン～子豚損耗防止のためのワクチネーション～」に記載されている事項について、引き続き養豚農家に対して指導を行うことにより、接種率の向上に努める。

2 需要見込量の取りまとめ

畜産振興課は、養豚農家の需要見込量を取りまとめ、農林水産省並びに販売事業者へ情報提供する。

3 販売実績の取りまとめ

販売事業者は、需要見込量の範囲で販売し、販売実績を取りまとめ、北海道に報告する。

畜産振興課は、この取りまとめを農林水産省に報告する。

（連絡先：家畜衛生グループ主査（防疫）
TEL 011-204-5441（ダイヤルイン）
FAX 011-232-1064）

一般社団法人
北海道養豚生産者協会会長 様

北海道農政部生産振興局
畜産振興課家畜衛生担当課長

豚流行性下痢（PED）ワクチンの円滑な供給の協力体制の見直しについて

豚流行性下痢（PED）ワクチンについては、「豚流行性下痢（PED）対策にかかるワクチン安定供給体制について（平成26年4月14日付け畜産第133号）」並びに「豚流行性下痢（PED）ワクチンの円滑な供給に係る協力依頼について（平成26年5月8日付け畜産第467号）」により、円滑な供給にご尽力いただいているところです。

ワクチン供給については、本年度の第3四半期までに約290万回分の出荷予定であり、第4四半期も安定的な供給が見込まれていることを踏まえ、別添のとおり、農林水産省消費・安全局動物衛生課並びに畜水産安全管理課から「豚流行性下痢（PED）ワクチンの円滑な供給の協力体制の見直しについて」の通知がありました。

これを受け、道内における協力体制を見直し、次の1から3までの協力体制としますので、御協力をお願いします。

なお、本通知の施行に伴い、畜産第133号並びに畜産第467号は廃止することとしますので、併せて通知します。

記

1 養豚農家への周知

北海道並びに養豚生産者協会は、豚流行性下痢（PED）防疫マニュアル7「ワクチン～子豚損耗防止のためのワクチンネーション～」に記載されている事項について、引き続き養豚農家に対して指導を行うことにより、接種率の向上に努める。

2 需要見込量の取りまとめ

北海道は、養豚農家の需要見込量を取りまとめ、農林水産省並びに販売事業者へ情報提供する。

3 販売実績の取りまとめ

販売事業者は、需要見込量の範囲で販売し、販売実績を取りまとめ、北海道に報告する。

北海道は、この取りまとめを農林水産省に報告する。

（連絡先：家畜衛生グループ主査（防疫）
TEL 011-204-5441（ダイヤルイン）
FAX 011-232-1064）

MPアグロ株式会社東日本統括部
北海道営業部長 様

農政部生産振興局
畜産振興課家畜衛生担当課長

豚流行性下痢（PED）ワクチンの円滑な供給の協力体制の見直しについて

豚流行性下痢（PED）ワクチンについては、「豚流行性下痢（PED）対策にかかるワクチン安定供給体制について（平成26年4月14日付け畜産第133号）」並びに「豚流行性下痢（PED）ワクチンの円滑な供給に係る協力依頼について（平成26年5月8日付け畜産第467号）」により、円滑な供給にご尽力いただいているところです。

ワクチン供給については、本年度の第3四半期までに約290万回分の出荷予定であり、第4四半期も安定的な供給が見込まれていることを踏まえ、別添のとおり、農林水産省消費・安全局動物衛生課並びに畜水産安全管理課から「豚流行性下痢（PED）ワクチンの円滑な供給の協力体制の見直しについて」の通知がありました。

これを受け、道内における協力体制を見直し、次の1から3までの協力体制としますので、御協力をお願いします。

なお、本通知の施行に伴い、畜産第133号並びに畜産第467号は廃止することとしますので、併せて通知します。

記

1 養豚農家への周知

北海道並びに養豚生産者協会は、豚流行性下痢（PED）防疫マニュアル7「ワクチン～子豚損耗防止のためのワクチンネーション～」に記載されている事項について、引き続き養豚農家に対して指導を行うことにより、接種率の向上に努める。

2 需要見込量の取りまとめ

北海道は、養豚農家の需要見込量を取りまとめ、農林水産省並びに販売事業者へ情報提供する。

3 販売実績の取りまとめ

販売事業者は、需要見込量の範囲で販売し、販売実績を取りまとめ、北海道に報告する。

北海道は、この取りまとめを農林水産省に報告する。

（連絡先：家畜衛生グループ主査（防疫）
TEL 011-204-5441（ダイヤルイン）
FAX 011-232-1064）

写

26消安第3379号
平成26年10月24日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

豚流行性下痢（PED）による損耗防止のための馴致に関する条件等について

発症豚の糞便や腸内容物を妊娠母豚に投与して人工的に免疫を付与する馴致（以下「本法」という。）については、平成26年10月24日付け26消安第3377号農林水産省消費・安全局長通知でお知らせしたとおり、「豚流行性下痢（PED）防疫マニュアル」（以下「防疫マニュアル」という）において、その基本的な考えを示したところです。

つきましては、本法の無秩序な実施が本病の感染を拡大させる大きなリスクとなることを認識いただき、このことに関して、指導する際の留意事項、具体的な条件等について示したので、下記の事項に基づき、家畜所有者に対して周知及び指導の徹底をお願いします。なお、本法に関し、別途、都道府県の方針がある場合はこの限りではないので、適宜指導願います。

記

1. 次の（1）及び（2）のいずれかに該当する農場にあっては本法は決して行わないこと。
 - （1）本病が発生していない農場
 - （2）本法に関し専門的な知識を有する管理獣医師の管理指導がない農場
2. やむを得ず本法を実施する場合であっても、上記のいずれにも該当しない農場にあって、かつ、次の（1）から（5）までの全ての条件を厳守すること。なお、本法を実施する場合において、継続的に本病のワクチン接種を実施し免疫を維持するなど、農場内のウイルス量を減少させる取組を行う必要性を認識するよう指導すること。
 - （1）管轄する家畜保健衛生所に本法の実施時期並びに手順及び指導を行う

獣医師の情報を含む実施の届出を行うこと。

- (2) 本法を実施した場合、管轄する家畜保健衛生所にその経過を報告すること。
- (3) 本法を実施する際、周辺の養豚農場に本法を実施することについて情報提供すること。
- (4) オーエスキー病、PRRS、サルモネラ症、豚丹毒、豚赤痢等の監視伝染病又は家畜防疫員若しくは獣医師が指定する疾病の浸潤農場においては、それらの病原体を拡散させない措置を行うこと。
- (5) その他、管轄する家畜保健衛生所の指導に従うこと。

3. 家畜保健衛生所は、本法の実施の届出を受けた場合、当該農場を担当する獣医師と連携し、その実施内容について把握する。実施の届出を受けた際、実施後の衛生管理（排泄物及び死体の処理方法並びに豚舎内の洗浄・消毒方法）及び他の豚舎への感染拡大防止対策について、当該農場の状況に応じた適切な措置が講じられるよう家畜の所有者に対して指導すること。また、実施内容について変更を要する場合は、当該家畜の所有者に改善するよう指導すること。

4. 家畜保健衛生所は、本法については防疫マニュアルに記載したリスクがあることに加え、流産、発育不良等を引き起こす可能性があること、技術的に高度な管理が求められること、必ずしも有効な成果が得られるものではないこと、その手順や効果も含め引き続き検証が必要な方法であること、風評被害を招きかねないこと及び他農場への感染拡大のリスクも伴うことについて家畜の所有者に周知するとともに、獣医師の管理の下、自己の責任において実施するよう家畜の所有者を指導すること。

また、家畜の所有者が家畜保健衛生所の指導に従わず、当該手法を実施した場合は、飼養衛生管理基準（第2項（豚及びいのしし）第1の1）の違反に該当し、その後の改善に係る家畜伝染病予防法第12条の5に基づく指導の対象となることも併せて周知すること。